

「和歌山市川端龍子賞（団体賞）」募集要項

1 趣旨

和歌山市の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校で、表現、図工・美術教育に園・学校全体で先進的に取り組み、効果をあげている学校等を表彰することにより、今後の和歌山市の図工・美術教育の振興を図る。

2 概要

和歌山市の保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校から、実践報告を募り、選考委員会において選考後、表彰を行う。

3 主催

和歌山市教育委員会

4 応募規定

(1) 対象

本市の区域内に所在する保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校（以下「団体」という。）

(2) 部門

- ・応募は学校（園、所）単位とする。
- ・保育所・認定こども園・幼稚園部門（4歳児クラス以上）

小学校部門

中学校部門

高等学校部門

*特別支援学校及び義務教育学校の児童生徒や中等教育学校、高等専門学校（第3学年まで）の学生は年齢に照らして各部門に応募

(3) 応募方法

- ①取組の概要報告（4月1日から応募締切日の期間の取組） ※別紙様式 I
- ②添付資料（作品・活動の写真、校内掲示等）

※様式はなし、A4（縦・横、カラー・白黒は自由）5枚以内

(4) 応募先

〒640-8511 和歌山市七番丁23番地

和歌山市教育委員会 学校教育課長宛

（和歌山市川端龍子賞等選考委員会事務局）

TEL：073-435-1196 FAX：073-431-9629

直接搬入又は郵送。和歌山市立学校等は連絡日の利用可。

(5) 応募期間

12月1日～12月の第3金曜日

※郵送の場合、応募期間内に必着

5 審査

事務局の事前審査後、和歌山市川端龍子賞等選考委員会条例により和歌山市教育委員会が委嘱又は任命した選考委員が選考を行い、教育委員会が決定する。原則として前述、「4 応募規定(2) 部門」の中から各1校(園、所)までとする。審査・選考の観点は以下のとおり。

- ・ 幼児、児童、生徒の作品が、発達段階に応じて表現されていること。
- ・ 各団体の全体的な取組であること。
- ・ 取組は各種コンクール結果や作品のみによらず、造形活動全般や鑑賞活動、教育環境等も対象とする。

6 表彰

表彰式は翌年3月、和歌山市役所にて行う。

受賞決定団体には、賞状と副賞として記念品45万円以内相当を贈る。

※ただし、受賞が複数団体の場合、記念品は分配する。該当なしの場合は翌年度に持ち越しはしない。

7 入賞発表

応募団体には受賞のいかんに関わらず、事務局より追って連絡する。

8 公表

受賞団体は、公共施設にて公表する。

9 報告書・添付資料の取扱い

- ・ 提出物内(取組の概要報告や添付資料)の著作権は主催者側に帰属することとし、市等が主催する展示会や研修会、各種印刷物などに使用することがある。
- ・ 提出物内の個人情報(個人情報は事務処理以外に使用しない。但し、「8 公表」に際しては、学校(園、所)名、団体代表者氏名を掲示する場合があります。